

フランスの法律事務所が記入した回答を含む海外質問票¹

<設問>

Q1：2010年4月以降の制度等の変更の有無

2010年4月以降、貴国において、先使用権に関する制度等の変化（法律の改正、規則・運用の変更、裁判上での運用の変更、勝訴・敗訴の割合の傾向の変化など）はありましたでしょうか。変化があった場合には、その時期、背景をお教えてください。なお、我々の理解は以下です。

<我々の理解>

制度等の変化無し

<回答>

2010年4月以降、制度等の変更はない。

<設問>

Q2：先使用権の根拠条文

先使用権に関する条文、規則について、以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010年4月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<我々の理解>

フランス知的財産法第L.613-7条（1996年12月18日の法律番号96-1106第4条、1996年12月19日のOfficial Journal）

第L.613-7条

本巻の適用領域内であって、特許の出願日又は優先日において特許の対象である発明を善意で所有していた者は、特許の存在に拘らず、当該発明を実施する個人的権利を享受する。

本条によって付与される権利は、それが属する事業、企業又は企業の一部とともにする場合に限り、移転することができる。

<回答>

その理解で正しい。2010年4月以降、当該条文に変更はない。

<設問>

Q3：詳細な文書の有無

貴国の先使用権制度に関する詳細な文書の有無について質問します。貴国に、先使用権制度に関する施行規則等の詳細な規定がありましたら、その内容についてお教えてください。

<回答>

先使用権に関して、2010年以降に公表された詳細を規定する文書は承知していない。

<設問>

Q4：趣旨（経済説、公平説等）

貴国の先使用権制度の趣旨について、お教えてください。

<回答>

先使用権は、当該発明を先に所有していた（ただし特許出願をしていない）者に対して便益を与え、第三者が特許権を取得した後も、この者に当該発明の実施の継続を認めるものである。先使用権制度の根拠は、当該発明を既に知得していた又は実施していた者にとっての権利のバランスを回復させる点にあると考えられる。

¹ 特許庁委託の平成27年度産業財産権制度問題調査研究において、海外質問票をフランスの法律事務所（CABINET PLASSERAUD (Mr. Eric Burbaud | パートナー / 欧州及びフランス弁理士) <http://www.plass.com/>) に送付し、これに対して法律事務所が記入した回答を含む海外質問票の全文です。フランスの法律事務所に対しては、英語で海外質問票及び回答を得たところ、法律事務所が記入した回答を含む海外質問票の全文の和訳を掲載しています。<我々の理解>の記載については、特段の記載がない限り、「平成22年度特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業「先使用権制度に関する調査報告書」 社団法人日本国際知的財産保護協会 2011年3月」の結果を参考にして作成され、事前に回答者に示されたものです。また、<設問>又は<我々の理解>においてウェブサイトのURLを付記した情報は、海外質問票の送付時の当該ウェブサイト掲載内容に基づくものです。

<設問>

Q5： 制度導入の背景（特定の国の法制等をモデルにしていた等の経緯があるか）
貴国の先使用権制度の導入の経緯あるいはモデルとなった法制についてお教えてください。

<回答>

先使用権の例外は、フランスでは19世紀初頭に判例法で創設されたものである。1791年法と1844年法によって創設された制度下では、このような例外については規定されていなかった。より正確に言うと、この例外は、1849年のフランス最高裁判決（破毀院、1849年3月30日：Witz Meunier c. Muller）において初めて認められたと見られている。当該判決において、裁判所は、第三者が特許出願を行うより前に既に方法について知っていた者について、その通商の自由を保護するために、先使用権を認めた。

先使用権はその後、1968年にフランス知的財産法典に正式に導入された。

<設問>

Q6： 先使用権が認められるための個別要件及びその解釈
先使用権（先所有）を認める個々の要件とその解釈について、以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010年4月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<我々の理解>

「フランス知的財産法第L. 613-7条に規定される実施権（以下、「先所有権」という。）が認められるためには、発明を認識し所有しているだけでよく、事業又はその準備を実施している必要はない。

- A： 地域的要件（フランス領域内で）、
 - B： 時期的要件（特許の出願の日又は優先権の日）、
 - C： 善意要件（善意に）、
 - D： 客体的要件（特許の対象である発明を所有していた）
- という、四つの要件を満たせば先所有権が認められる。

本条によって付与される権利は、それが属する事業、企業又は企業の一部とともにする場合に限り、移転することができる。

<回答>

その理解で正しい。2010年4月以降、先使用権が認められるための要件につき変更はない。

<設問>

Q7： 善意の意味（条文上の有無と定義の有無）
フランス知的財産法第L. 613-7条は、先使用権を得るためには、人の行為として「善意」を要求しています。この「善意」の要件について、我々は以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010年4月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<我々の理解>

フランス知的財産法では「善意」に関する明確な定義は存在しない。しかしながら、同法第L. 613-7条の規定では「先所有者」は善意で発明を所有していなくてはならないと定められていることから、先所有者は発明者から正当に発明を知得していなければならない。

これは、次の状況に基づき、Société Laboratoire INNOTHERA vs. Société des Laboratoires DOMS-ADRIAN 事件において示された重要な判決によるものである。

Société des Laboratoires DOMS-ADRIAN は、Laboratoire INNOTHERA によって、1994年9月23日に出願されたフランス特許の権利侵害で提訴されたことを受け、第L. 613-7条に定める個人的な先所有に基づく例外を自己の利益のために主張した。

裁判所は、次のことが証明されておりかつ争いがないと述べた。

- (1) Laboratoires DOMS-ADRIAN は、ビタミンを配合したカルシウムベースの製品の範囲を拡大するために、かかる製品を有する研究所を探していた。
- (2) 1994年7月4日に、Iprad という会社が、被告に対して Calciprat D3錠の百分率法による成分配合と工業的製法を提供した。
- (3) Iprad 社は、INNOTHERA による特許出願後に、個人的な先所有権を有する者として認められた。

裁判所は、さらに、Laboratoires DOMS-ADRIAN が1994年9月23日の時点において当該発明に関する詳細かつ完全な知識を有していたと述べた。すなわち、Laboratoires DOMS-ADRIAN は、同製品の百分率法による

成分配合に関する知識を有するだけでなく、同製品の販売を行うことができ、さらに、Iprad 社から提供された当該錠剤の工業的製法を当該特許出願前にいかなる制限も付されることなく有していた。

それゆえ、裁判所は、当該錠剤の創作者である Iprad 社から正当に発明を知得していた Laboratoire DOMS-ADRIAN に対して、個人的な先所有に基づく例外を認めた。

他方では、「先所有者」が悪意で発明を所有していた場合には、先所有権は認められない。これは、先所有者の所有が発明を不正に盗用したことによる場合などである。特に、特許権者から発明を不正に盗用したことによる当該発明の不正所有が挙げられる。例えば、発明者の同業者が、当該発明者から守秘義務を課された上で情報を取得し、当該発明者による特許出願日の後に先所有権を主張して当該発明に関する知識を利用しようとする場合などである。

先所有者が、発明者から発明を正当に譲り受けたという証拠を提出することができない場合も同様である。この点は、パリ第一審裁判所により、BOBAULT and MIDIS-NETTOBUS v. ALVAN BLANCH FRANCE, ONET and PRODIM 事件についての 1992 年 1 月 15 日付の判決において判示された。この事件では、「先所有者」は発明者から機械を製造するための情報を入手したが、この機械はその後会社名義で出願された特許の対象となり、同特許には当該会社名が発明者として記載されていた。裁判所は、「情報の伝達された日に、発明者が当該発明につき有すると主張する権利（当該発明を保護する特許を自己の名義で出願する権利を含む）を放棄していたという証拠は提出されていない。」と判示した。

<回答>

上記の理解で正しい。

<設問>

Q8：当該特許権に係る発明者から発明を知得していた場合に認められるか

フランス知的財産法第 L. 613-7 条には、「特許の対象である発明を善意で所有していた」とあります。この条文から出願人から発明を知得していた場合に先使用权は認められるか否かについて、我々は以下のよう理解しております。追加情報、認識の誤り、2010 年 4 月以降の変更等、ありましたら、お教えください。

<我々の理解>

フランス知的財産法第 L. 613-7 条の規定「人は誰でも・・・特許の対象である発明を善意で所有していた・・・当該発明を実施する個人的権利を享受する・・・」に関する。

学説と判例に従って、フランス知的財産法第 L. 613-7 条は以下の意味である：

A：関係者は、発明者と呼ばれる、本発明の最初の創作者あるいは、さらに独立した本発明の創作者である可能性がある。

B：関係者は発明者から発明を譲り受けた者である可能性がある。

しかしながら、フランス知的財産法第 L. 613-7 条では所有者は善意で発明を所有しているとのみ規定しているので、発明者から適法に発明を譲り受けることが必要である。

<回答>

その理解で正しい。

フランス法は、発明者から当該発明を受け取った者を、先使用权制度から除外していない。したがって、善意で、すなわち、法律上又は契約上の義務に違反することなく、特許権者又は発明者から発明を知得するようになった限り、それを知得したいいかなる者も、先に発明を所有したことによる便益を主張することができる。

例えば企業スパイなど、不正な方法で発明について知得したときや、例えば守秘義務を課するライセンス契約に基づくなど、合法的にはあるが発明を実施する権利を有さない状況において発明を知得したときには、この者は先使用权から除外される。

<設問>

Q9：先使用权の基準日はいつか

フランス知的財産法第 L. 613-7 条には、「出願日あるいは優先日に」とありますが、この優先日とは、パリ条約第 4 条の優先権に基づく優先日と考えてよいと理解しています。追加情報、認識の誤り、2010 年 4 月以降の変更等、ありましたら、お教えください。

<回答>

その理解で正しい。

特許の優先権が主張された場合、先使用権が認められるためには、当該特許の優先日に当該発明を所有している必要がある。

優先日より後だが特許出願日より早く行われた先使用については、先使用権は認められない。

<設問>

Q10： 実施の準備の意味（定義の有無）

フランス知的財産法第 L. 613-7 条では他国の条文に見られるような「発明の実施の準備」を要件としていないと理解しています。追加情報、認識の誤り、2010年4月以降の変更等、ありましたら、お教えください。

<回答>

その理解で正しい。

フランスでは、所有 (possession) という言葉を用いている。この用語に関する適当な定義はない。しかし、一般には、完全な発明の知的に所有していれば、先使用権の発生には十分であり得るとみなされている。この所有は、発明を実施するに十分なほど包括的であり、かつ、完全でなければならない。したがって、発明の実施又はこの目的での真摯な準備は求められない。

例えば、ある判決では、「判例法では、先使用権は、当該発明の実施のための準備行為による正当化を要することなく、正確かつ完全でなければならないということがよく知られている」と述べられた（パリ大審裁判所、2003年7月1日：PIBD 2003, n° 776, III, p. 587）。

しかしながら、単に発明について知的所有を行っているだけでは先使用権の便益を受けるのに不十分であるとする論者もあり、上のような立場については批判もある。このような論者によれば、発明の実施又は少なくとも発明の実施のために実効的かつ真摯な準備が、追加で求められる。もっとも、このような意見は少数派の考え方の方である。

<設問>

Q11： 実施又は準備の実行場所

実施又は実施の準備が先使用権の要件となっている場合、その行為は、どこで行うことが求められていますか（国内、条約締結国の範囲内等）。

<回答>

フランス法は、発明の実施又は発明の実施の準備を要件としていない。

しかしながら、フランス知的財産法典 L. 613-7 条は、同条文が「本巻の適用領域」において適用される旨を明記しており、フランス法では「所有」がフランスの領域で行われることが求められている。

したがって、先使用権を主張しようとする者は、判例でも確認されているように、フランスの領域で発明を所有している必要がある（パリ大審裁判所、1982年1月21日：PIBD 1982, n° 303, III, p. 123）。「SICET社が主張する先使用権については、根拠がないと宣言されなければならない（中略）。先使用権は、（中略）法が適用される領域における活動について当てはまるものである。本件では、SICET社は特許出願日において、イタリアで事業を行っていた。」

発明の所有は、フランスで当該発明がなされた（例えば、研究、試験、実験がフランスで行われた）場合には、フランスの領域で争いなく獲得されている。

他国で獲得された発明の所有がその後にフランスの領域に移転された場合も、それによって知得がフランスに存在したとみなされ得る。

- ・製品の生産又は販売によって移転された場合：フランスの領域における生産、又は販売でさえも、フランスでの先使用権を獲得し得ると示唆している判例がある（パリ控訴院、1986年2月18日：Polypark c. Parrochia, Annales 1987, p. 113）。
- ・特許製品に関する試験や実験の実施によって移転された場合；香港に本社を置く企業が、製品のプロトタイプをフランスの同製品の流通業者たちに送付し、当該流通業者の代表者の一人がプロトタイプのデモンストレーションを実施していたケースにつき、当該製品がフランスの領域の外で開発されていたにもかかわらず、同社に先使用権を認めた判例がある（パリ大審裁判所、2003年12月19日：Paris Concept K c. Moulin, PIBD 2003, n° 776-III-587）

<設問>

Q12： 特許出願前に実施していたが、基準日には実施していない場合に認められるか

基準日以前には実施していたが、その後実施を中断し、基準日には実施していなかった場合、貴国で先使用権が認められるか否かについて教えてください。

<回答>

フランス知的財産法典 L. 613-7 条は、所有が「特許の出願日又は優先日において」確立されていることを要求している。

後述のとおり、フランス法は、発明について十分な知得を得ていることしか要求していない。ひとたびこのような知得が獲得されれば、それが消失することはないだろう。

ある判決では、原告が、被告の所有は「特許出願日より8年前」のことであり、また当該所有は「当該期間中に販売活動をされることがなく、特許装置それ自体が販売開始になってからようやく販売された」製品に関するものであるとして、被告は先使用権からの便益を受けるべきではないと主張した。しかし、裁判所は、先使用権について立証するために「製品の販売に関する証拠は不要である」として、この主張を退けた（パリ大審裁判所、2013年6月6日：PIBD 2013 n° 992-III-1456）。

<設問>

Q13： 輸入行為が対象となるか

貴国において輸入する行為は先使用権の対象となるのかについて、教えてください。

<回答>

フランス知的財産法典 L. 613-7 条は、輸入とその他の許された行為とを区別していない。したがって、先使用権者は、発明につき輸入を行うことができるという結論になる。

<設問>

Q14： 輸入販売の先使用権

外国企業が自国で生産した製品を貴国で輸入販売しようとする場合に、先使用権を確保するために留意すべき事項について、教えてください。

<回答>

上述のように、先使用権者はフランスにおいて先に所有を確立していなければならないという点に注目する必要がある。

外国の企業が、フランス国内ではなく、自国で発明を所有していたにすぎない場合には、それについてフランスで輸入や販売を行う先使用権を確保することはできない。

<設問>

Q15： 輸出行為が対象となるか（純粋な輸出行為が特許侵害となる場合）

貴国において、輸出行為が先使用権の対象となるのかについて、教えてください。

<回答>

上述の発明の輸入行為の場合と同様、先使用権者は、発明を輸出する権利を有する。

輸出行為は、2014年3月11日付けの（2014年3月12日施行の）フランス知的財産法 L. 613-3 条において、特許権の侵害行為として最近追加された。

<設問>

Q16： 実施の意味（新規性との関連：公然実施されていた場合の当該特許の新規性は喪失しないか）

公然実施と新規性の関係について、以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010年4月以降の変更等、ありましたら、教えてください。

<我々の理解>

フランス知的財産法第 L. 613-7 条には他国の条文に見られるような「発明の実施」を要件としていない。

<回答>

その理解で正しい。

<設問>

Q17：先使用権者が実施できる範囲（物的範囲）

フランス知的財産法第L. 613-7条には、先使用権者が実施できる範囲について、「当該発明を実施する個人的権利を享受する」とあります。先使用権者が実施を継続できる範囲について、教えてください。

<回答>

同条文は、発明につき先使用権からの便益を受ける者につき、特に制限なく「発明を実施する」ことを認めている

したがって、先使用権者は、発明を実施する権利を有し、特許権者ができることと同じことをすることができる。

<設問>

Q18：生産規模の拡大の可否

先使用権者は、他者の出願後に、生産規模を拡大することが認められるのか、認められるとすれば、どの程度までの拡大が認められるのかについて、以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010年4月以降の変更等、ありましたら、教えてください。

<我々の理解>

フランス知的財産法第L. 613-7条には他国の条文に見られるような「発明の実施」を要件としていない。そして、フランスの先所有権制度においては、先所有権者による正当な実施は何ら量的制限を受けることなく先所有権者が必要とする限り拡大することができ、また、かかる権利が、先所有権者が当該発明の実施を行っている限り存在するものと考えられる。

<回答>

その理解で正しい。先使用権は、生産規模という点で制約を受けない。

特許出願前に僅かに発明を実施していたにすぎないが先使用権からの便益を受ける者は、特許出願後に生産を増加させることができ、大規模化することもできる。

<設問>

Q19：輸入数量の拡大の可否

先使用権者は、他者の出願後に、輸入数量を拡大することが認められるのか、認められるとすれば、どの程度までの拡大が認められるのかについて、教えてください。

<回答>

先使用権者は、他の者が特許出願を行った後は、輸入数量を拡大することが認められている。拡大可能な範囲についての制約はない。

<設問>

Q20：実施地域の変更の可否

先使用権者は、他者の出願後に、実施地域の変更をすることが認められるのかについて、教えてください。

<回答>

フランス知的財産法第L. 613-7条は他国の条文に見られるような「発明の実施」を要件としていない。そのため、先使用権者は、他の者が特許出願を行った後に、実施地域を変更することについての制約はない。

<設問>

Q21：実施行為（製造、販売、輸入等）の変更の可否

先使用権者は他者の出願後に、実施行為（製造、販売、輸入等）の変更をすることが認められるのか、認められるとすればどの程度の変更までが認められるのかについて、我々は以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010年4月以降の変更等、ありましたら、教えてください。

<我々の理解>

フランス知的財産法第L. 613-7条には他国の条文に見られるような「発明の実施」を要件としていない。そのため、実施行為（製造、販売、輸入等）の変更が認められる。

<回答>

その理解で正しい。

先使用権者は発明を実施する権利を有し、特許権者が実施可能なあらゆる行為を行うことができる。

フランス知的財産法第 L. 611-1 条は、特許権者が排他的な実施権を有することを示している。フランス知的財産法第 L. 613-3 条は、さらに「排他的に実施する権利」によって、幾つかの行為が特許権者にとって排他的であり、発明の実施を構成することができることを示している。すなわち、特許の対象である製品の製造、市場への提供、使用、輸入、輸出などである。したがって、先使用権者はいかなる制約もなく、これらの全ての行為を実施することができる。

<設問>

Q22： 実施形式の変更（製法の変更）の可否

先使用権者は、他者の出願後に、他者の出願の出願前に実施していた発明の実施形式と、出願後に実施している発明の実施形式が異なるなどの実施形式の変更（例えば、他者の出願前に、塩酸を使用する A 合成方法を実施していたが、出願後に硝酸を使用する A 合成方法へ実施行為を変更する。特許権は、酸（塩酸、硝酸の上位概念）を使用する A 合成方法とするなど、生産工程が変更される場合が想定されます。）をすることが認められるのか、認められるとすればどの程度の変更までが認められるのかについて、我々は以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010 年 4 月以降の変更等、ありましたら、お教えください。

<我々の理解>

フランス知的財産法第 L. 613-7 条には他国の条文に見られるような「発明の実施」を要件としていない。

しかしながら、当初所有していた発明とは異なる発明につき先所有権を適用できるか否かについて問題が生ずる。この問題に対する回答は、原則として適用できないということである。

<回答>

その理解で正しい。

<設問>

Q23： 実施形式の変更（改造等）の可否

先使用権者は、他者の出願後に、生産装置の改造等（他者の出願の出願前に使用していた装置の一部を改造し、改造後の装置も特許のクレーム範囲に含まれる場合を想定しています。）の実施形式の変更をすることが認められるのか、認められるとすればどの程度の変更までが認められるのかについて、我々は以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010 年 4 月以降の変更等、ありましたら、お教えください。

<我々の理解>

フランス知的財産法第 L. 613-7 条には他国の条文に見られるような「発明の実施」を要件としていない。

<回答>

その理解で正しい。

<設問>

Q24： 下請企業と元請け企業の先使用権

生産形態の一つとして、我が国では下請生産（他の企業に対して製法等を開示して、その指揮命令により生産を行って、製品の全量を引き取る形態）というものがあります。先使用権が認められると仮定して、下請企業と下請元企業のどちらに、先使用権が認められるのか、また、仮に、下請元企業に認められる場合に、下請先の変更は可能なのかについて、お教えください。

<回答>

先使用権者は、その指揮命令により製品の生産を行わせるために、下請元企業や下請企業を使用することが可能だと思われる。

ただし、この点については、下請企業はたとえ先使用権者の指揮命令に服していたとしても侵害者だとみなされ得るといふ異論を唱える論者もいる。

<設問>

Q25： 対抗要件（登録要否）

貴国の先使用権制度に関して、これを登録するような制度が設けられているのかについて、以下のよう
に理解しております。追加情報、認識の誤り、2010年4月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<我々の理解>

登録制度は設けられていない。

<回答>

その理解で正しい。

<設問>

Q26： 第三者に効力が及ぶか（再販売）

他者の出願後（優先日以降）において、先使用権者が製造した製品を、第三者が購入して「使用・販売
（転売）」することは特許権侵害となるのかについて、お教えてください。

<回答>

先使用権は、下流の小売業者として発明を販売する者（リヨン控訴院、1960年5月25日：Ann. propr. ind.
1960, p. 11）や、エンドユーザーとして発明を使用する者（リール大審裁判所、1972年6月23日：PIBD 1972,
n° 81-III-119）に対しても便益を与える。

特許出願後に、先使用権者が生産した製品を第三者が購入して使用しても、特許権の侵害にはならない。

<設問>

Q27： 移転の可否・態様・譲渡要件等（一般承継に限られるか、事業の実施と伴にする必要があるか等）

フランス知的財産法第L. 613-7条では、先使用権は「それが属する事業、企業又は企業の一部とともに
する場合に限り、移転することができる。」と規定されております。この条文の意味について、お教えくだ
さい。

<回答>

フランス知的財産法典L. 613-7条は、先使用権はそれが属する事業、企業又は企業の一部とともにする場
合に限り、移転できると規定している。

その結果、先使用権は、先使用権者にもともと属していた事業の譲渡の結果としての限定的な場面におい
てのみ、移転可能だということになる。

- ・法人については、先使用権は企業の合併や出資の一部分、又は事業の売却の結果として移転されることにな
る。
- ・企業分割の場合、先使用権がもともと属していた分割部分を運営する企業だけが、先使用権の受益者とな
り得る。

このルールは、自然人についても置き換え可能である。フランスの判例法では、権利の移転は事業ととも
にのみ行われるものである以上、それは権利者の死の結果として移転され、又は生者間で譲渡されると判断
されている。

先使用権は、単独で譲渡したりライセンスしたりすることはできない。

<設問>

Q28： 大が小を飲む合併

先使用権を有する企業の買収や先使用権を有する企業の分社により、先使用権がどのように移転する
かの具体的なケースについて、我々は以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010年4月
以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<我々の理解>

全国規模で事業を行う大企業が、フランスにおいて先所有権を有し一部の地域で事業を行う小さな企業を
買収する場合には、大企業は先所有権者となり、フランスにおいて当該事業を行うことは可能であると考
えられる。

<回答>

その理解で正しい。

<設問>

Q29： グループ企業で先使用権を共有

例えば、グループ企業の一企業に先使用権が認められた場合、他のグループ関係企業にも先使用権が認められるのか、また、子会社に認められた先使用権は親会社にも認められる、あるいは、親会社に認められた先使用権は子会社にも認められるのかについて、我々は以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010年4月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<我々の理解>

認められない。先使用（の所有）権はその企業に固有のものである。

<回答>

その理解で正しい。

フランス法には企業グループの概念はない。したがって、同一グループに属する企業は、通常は別々の法人として考えられる。

先使用権をもともと有していた企業だけが、そこからの便益を受けることができる。同一グループの他の企業は、先使用権を有すると考えることはできない。

<設問>

Q30： 外国産品の輸入販売で製造の先使用権が得られるか

グループ企業や親会社と子会社が国内外をまたぐ場合に、グループ企業や子会社が海外で生産した製品の輸入販売している国内企業には、輸入販売のみでなく、生産についても先使用権は認められるのかについて、お教えてください。

<回答>

上述のように、先使用権は、特許の出願日（又は優先日）より前に「所有」がフランスで生じている限りにおいて、確立されるものである。

海外で生産された製品を輸入したフランスの子会社が、当該発明を所有しているのは間違いない。この子会社は、こうして先使用権者となり、輸入、生産その他同様のいかなる行為もすることができる。

<設問>

Q31： 移転の対抗要件（移転後の登録）

貴国において、先使用権の移転が認められる場合、移転について登録する制度がありますか。設けられている場合には、どのような場面、方法で登録するのか（例：移転の対抗要件）、及びその効果について御説明ください。なお、我々は調査により以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010年4月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<我々の理解>

移転を登録する制度は設けられていない。

<回答>

その理解で正しい。

<設問>

Q32： 再実施許諾の可否

貴国法における先使用権者の再実施を許諾する権原の有無について、我々は以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010年4月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<我々の理解>

再実施を許諾する権原はない。

<回答>

その理解で正しい。

フランス知的財産法第L. 613-7条は先使用権者が“個人的”権利を有することを規程している。したがって、先使用権者は第三者に対してライセンスを認めることができない。

<設問>

Q33： 先使用権の消滅又は放棄（事業の廃止、長期の中断との関係）

一旦認められた先使用権が消滅又は放棄されたと判断されることが、例えば、事業の廃止、あるいは長期の中断があった場合にあるのかについて、我々は以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010年4月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<我々の理解>

先所有権は発明の実施に関係するものではないことから、事業の停止は、先所有権に対していかなる影響も与えない。

<回答>

その理解で正しい。

具体例を挙げると、ある判決では、「例えば発明の主題について善意で所有していたとして、特許権者に対して先使用権を主張する者は、このようにして得た権利を保持するために当該発明の主題の実施を継続する必要はない（破毀院、1938年4月28日：Annales de la propriété intellectuelle, 1939, p.146）」と判示された。

<設問>

Q34： 先使用権の対価

先使用権が認められた場合、先使用権者は特許権者に対して、対価を支払う必要があるのかについて、我々は以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010年4月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<我々の理解>

不要。

<回答>

その理解で正しい。

<設問>

Q35： 先使用権制度の普及啓発

貴国で先使用権制度について普及啓発活動が行われている場合、その概要を御紹介ください（文書が出されている場合には、その入手方法を明示してください）。

<回答>

現在、フランスにおいて、先使用権制度について普及啓発活動は行われていない

<設問>

Q36： 先使用権の利用状況

貴国での先使用権制度の利用頻度について、我々は以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010年4月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<我々の理解>

時に利用されている。

<回答>

その理解で正しい。ただし、登録又は公刊が要求されていないため、先使用権制度の利用頻度について把握するのは困難である。

<設問>

Q37： 先使用権の判例の利用可否

貴国において、先使用権を争った裁判例について、データが公表されていまして、入手の方法を御教示ください（インターネット、刊行物等）。

<回答>

先使用権に関する裁判例の公的データは公表されていない。

しかしながら、AIPPI の調査 (AIPPI フランスグループ、特別委員会議題 228 特許の先使用权について、2014 年 4 月 23 日) によれば、先使用权に依拠した判決は、1856 年以降で 128 件ある。

当該調査で利用されたデータベースによれば、以下のような情報がある (必ずしも整合的ではないが) :

- ・初期調査によれば、2000 年以降、特許権侵害訴訟で出された 1396 の判決のうち、先使用权に依拠したもののは 40 件、すなわち 1 年に 2~3 件、割合的には特許権侵害訴訟の約 3% である。
- ・Darts-IP データベースの検索によれば、先使用权の主張が認められた割合は、1996 年以降で 50% である (26 の判決を特定した)。

<設問>

Q38 : 先使用权主張の目的 (抗弁か確認)

貴国で先使用权制度が利用される場面について、我々は以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010 年 4 月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<我々の理解>

侵害裁判における非侵害の抗弁。

<回答>

フランスでは、企業は特許出願を行うよりもむしろ機密にしておくことで、その発明を保護することを好む傾向がある。この場合、先使用权を有することにより、第三者が同一の発明を行ってその後当該発明について特許を出願した場合に、企業は発明を実施する自由を守ることが可能となる。

<設問>

Q39 : 先使用权が認められた典型的な例

我々は調査において、先使用权に関連した以下の判決を入手しています。先使用权に関連した判決について、より新しい判決が出されていきましたら、以下の表に事案を追加するとともに、追加表で、それぞれの「事件名」、「判決日付」、「判決番号」、「判示事項」及び「事件の概要」を御紹介ください。

<我々の理解>

- 14.06.2006 Tribunal de grande instance (Paris) n° 04/09197 Darts IP *
- 14.06.2006 Tribunal de grande instance (Paris) n° 04/03204 Darts IP*
- 20.09.2006 Cour d'appel (Paris) n° 05/14964 Darts IP*
- 09.02.2007 Tribunal de grande instance (Paris) n° 02/18798 Darts IP*
- 23.01.2008 Cour d'appel (Paris) n° 06/09465

Darts IP*

- 04.06.2008 Cour d'appel (Paris) n° 07/03984

Darts IP*

- 12.11.2008 Cour d'appel (Paris) n° 07/06346

Darts IP*

- 21.10.2010

Tribunal de grande instance (Strasbourg) n° 08/03636 Darts IP*

* Darts IP: case law database. Prior user rights have been refused to the defendant, because he was not able to bring evidence that he had knowledge of all the relevant characteristics of the invention before the filing of the patent by the claimant.

<回答>

Darts-IP データベースによれば、以下のような裁判例がある。

パリ大審裁判所、2014 年 1 月 16 日

Sébastien Rogeon, Société TECHNIQUE DE REEQUIPEMENT DE COMBAT, Thierry Cambres c. RDS INDUSTRIE, OPS EQUIPEMENT

16-01-2014 TGI de Paris (France) 12/06241 * Darts IP:

パリ大審裁判所、2014 年 5 月 2 日

VALOREM c. URBA WASTE VAUCHE

02-05-2014 TGI de Paris (France) 12/05288 * Darts IP:

パリ大審裁判所、2013 年 6 月 6 日、パリ控訴院、2015 年 4 月 17 日

BALIPRO c. VINMER

06-06-2013 TGI de Paris (France) 11/05096, first instance * Darts IP:

17-04-2015 Cour d'Appel de Paris (France), Appeal * Darts IP:

* Darts-IP: 判例データベース。被告に先使用権が認められた事例はない。

<設問>

Q40: 外国企業の裁判例

先使用権について裁判で争った事例のうち、外国籍企業等が先使用権を主張した事例があれば、御紹介ください。

<回答>

そのような裁判例はない。

<設問>

Q41: 先使用権立証の証拠

ある発明者が発明の詳細を開示すると、それが模倣される危険性があることを考えて、特許出願することなく発明を実施し、事後に第三者に特許権が付与されたとしても、先使用権を主張すれば、継続して実施が可能であると考えたとします。裁判において先使用権を主張する場合に、あらかじめ、どのような証拠を準備すべきかについて、お教えてください。

<回答>

訴訟で先使用権を主張するために、あらかじめ幾つかの証拠を準備しておくことができる。例えば、

- ・「ソロー封筒」(日付が早かったことの証拠を暫定的に登録するもの)を提出する。
- ・執行官の報告書を提出する。
- ・発明について記載した研究ノートを提出する。

より一般的に言えば、特許出願日より以前に発明を所有していたということを裁判官に説得できるものであるならば、発明者はいかなる証拠も提出することができる。

<設問>

Q42: 公証制度の有無(宣誓供述書の利用)

我が国では証拠書類等について、その作成日付や非改竄性を証明するため、公証制度やタイムスタンプサービスが利用されています。貴国において類似の制度があるかについて、我々は以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010年4月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<我々の理解>

かかるタイムスタンプ制度は、特に以下の方法により利用可能である。

- (i) 公証人
- (ii) 執達吏
- (iii) フランス特許庁(INPI) –ソロー封筒–下記参照。
- (iv) フランス国家技術化学者協会の封印済封筒–下記参照。

<回答>

その理解で正しい。

<設問>

Q43: 公証制度

貴国において公証制度を提供している代表的な機関の連絡先、HP、料金、利用方法について、お教えてください。

<回答>

フランス公証人のウェブサイト(英語):

<http://www.notaires.fr/en>

フランス執行官のウェブサイト(英語):

<http://www.huissier-justice.fr/en/>

<設問>

Q44： 提供される具体的な公証サービスの内容

我が国では公証サービスとして、確定日付、私署証書、事実実驗公正証書、電子公証等が提供されています。貴国において、公証制度のもと提供される公証サービス（タイムスタンプを除く）について具体的にお教えてください。

<回答>

上述の通り、フランスの公証制度サービスは、日本のものと同等である。

<設問>

Q45： 公証の裁判での法的効力

貴国において、公証によって保証される裁判での法的効力についてご説明ください。

<回答>

公正証書は、公証人による証明を受けたものであるから、明確かつ絶対的な証拠とみなされる。公正証書の記載と異なる事柄を立証するためには、複雑な手続を経なければならず、法廷秩序が法的偏見に染まっていると争うことに相当する。

したがって、公正証書について争うのは非常に困難である。

<設問>

Q46： 公証の裁判事例

貴国において、公証（タイムスタンプを除く）の証拠力が裁判で争われた事例がありましたら、お教えてください。

<回答>

先使用权については、そのような裁判事例は特に知られていない。

<設問>

Q47： 製品に対する公証の活用方法

例えば、製品そのものを、先使用权の証拠として保管したい場合、どのように公証制度が利用されるか、また、よく利用されている方法について、以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010年4月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<我々の理解>

公証人又は執達吏が製品を保管することは可能である。

<回答>

その理解で正しい。

<設問>

Q48： 映像に対する公証の活用方法

例えば、製造方法を記録した映像を、先使用权の証拠として保管したい場合、どのように公証制度が利用されるか、また、よく利用されている方法について、以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010年4月以降の変更等、ありましたら、お教えてください。

<我々の理解>

公証人又は執達吏が製品を保管することは可能である。

<回答>

その理解で正しい。

<設問>

Q49： 企業での公証の利用状況

貴国の企業が、先使用权の証拠を確保するために、公証制度を具体的にどのように活用しているかにつ

いて、公表された資料あるいは貴事務所での知見があれば、その入手方法と、代表的な企業について利用の概略を、その企業の技術的分野（機械、化学、電気）とともに、例示してください。

<回答>

当事務所にはそのように公表された資料はない。

<設問>

Q50： タイムスタンプ機関及び運営主体等

貴国において、タイムスタンプを提供する機関、運営企業等について、その主体、開始時期、サービス概要、運用実績について、お教えてください。なお、調査に基づき我々が理解している内容を、下記に付します。修正、追加等ございましたら、ご教示ください。

<我々の理解>

ソロー封筒：

ソロー封筒には二つのパッケージがある。同一の書類一式を2部、各パッケージに封入する（各パッケージにつき最大7ページ）。産業財産庁（INPI）により、当該ソロー封筒が受理された後、両パッケージは押印され（穿孔され）、その内の一つは出願人に返却され、もう一方は INPI により5年又は10年間保管される。（5年以内に手数料を更新して支払うこと又は出願時に手数料の倍額を支払うことにより、保管期間を10年とすることができる。）

手数料：5年間につき15ユーロ、10年間につき30ユーロ。

フランス国家技術化学者協会 CNISF (National Council of Scientifics and Engineers of France) の封印済封筒：

封印済封筒は CNISF により100年間保管される。手数料は80ユーロで、最大寸法は40cm×25cm×3cmである。

<回答>

ソロー封筒：

フランス特許庁のウェブサイト

<http://www.inpi.fr/fr/enveloppes-soleau.html>

ソロー封筒には二つの部分がある。同一の文書を二つ用意し、封筒の二つの部分にそれぞれ文書を入れて封をする（各部分には最大7ページが入る）。特許庁は、封筒を受け取ると、二つの部分にスタンプをする（パンチ穴を開けるので、封筒内に例えば厚紙やプラスチックのような硬い物を入れることはできない）。一つの部分は提出人に返還され、もう一つの部分は特許庁が5年間又は10年間保管する（10年保管してもらうためには、5年以内に料金の支払いを更新するか、提出時に倍の料金を支払う必要がある）。

料金：5年間で15ユーロ、10年間で30ユーロ

IESF 封印済み封筒：

IESF フランス技術者科学連合 ウェブサイト（フランス語のみ）

http://home.iesf.fr/752_p_43910/les-plis-cachetes-iesf.html

封印済み封筒は、IESF が100年間保管する。料金は99ユーロである。最大サイズは40cm×25cm×3cmである。

ソロー封筒は、フランスの特許の分野では、先使用权の立証のために最もよく使われている。

電子タイムスタンプは、ごく稀にしか使われていない。もっとも、フランスには MaPreuve

<http://www.mapreuve.com/> のような、文書に電子タイムスタンプを付する事業を行う企業も存在する。

<設問>

Q51： タイムスタンプの証拠力をさらに高める公的機関

タイムスタンプが付与された資料の証拠力を高めるサービスを提供する公的機関があれば、その具体的内容とともに教えてください。

<回答>

そのような公的機関はない。

<設問>

Q52： タイムスタンプ会社と ISO の関係

貴国において、タイムスタンプサービスを提供している会社は ISO (ISO/IEC 18014) に準拠しているかについて、お教えてください。

<回答>

タイムスタンプサービスを提供しているフランスの会社についての ISO 準拠の有無に関する正確な情報を持ち合わせていない。

<設問>

Q53： タイムスタンプの証拠力

貴国において、タイムスタンプの証拠力について法上の規定は存在するかについて、お教えてください。

<回答>

上述のソロー封筒については、仮に訴訟において発明の日付について争うのであれば、裁判長はフランス特許庁に対し、証拠とするためにソロー封筒を開封するよう求めることができる。執行官は、ソロー封筒を開封する際に、その内容を証明する。

<設問>

Q54： タイムスタンプの裁判事例

貴国において、タイムスタンプの証拠力が裁判上争われた事例について、詳細にお教えてください。

<回答>

そのような事例は知らない。

<設問>

Q55： 外国のタイムスタンプの訴訟での有効性

(1) 貴国において、貴国以外の国で付されたタイムスタンプの訴訟上の有効性についてお教えてください。

<回答>

提供できるような他の情報はない。

<設問>

Q55： 外国のタイムスタンプの訴訟での有効性

(2) EU では、eIDAS 規則が 2016 年 7 月より施行されると理解していますが（下記 URL）、本規則におけるタイムスタンプの取扱いについて、例えば、以下の観点について、お教えてください。

- ・どのようなタイムスタンプが本規則の対象となるか（ISO 等の標準規格に従っている必要があるのか、タイムスタンプ発行機関として政府等により承認された必要なのか等）
- ・他の加盟国で発行されたタイムスタンプが、貴国の訴訟において、どのような技術的手段で本規則の対象となるタイムスタンプであることを確認するのか？

http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv%3AOJ.L_.2014.257.01.0073.01.ENG

REGULATION (EU) No 910/2014 OF THE EUROPEAN
PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 23 July 2014
SECTION 6 Electronic time stamps
Article 41 Legal effect of electronic time stamps

<回答>

eIDAS 規則はまだ施行されていないので、その影響については未知だ。

現時点では、タイムスタンプ制度は、電子署名のための共同体の枠組みに関する 1999 年 12 月 13 日付の欧州議会及び欧州連合理事会の指令 1999/93/EC をフランスで施行した 2000 年 3 月 13 日法により規定されている。

特に、同法は、「電子形態による文書は、その出所となる人物が識別でき、かつ、その完全性を保証できる状態において作成並びに記録されている場合には、紙形式の文書と同等の証拠として許容される。」と規定する第 1316-1 条をフランス民法典に導入した。

この結果として、タイムスタンプと電子署名は、訴訟において先使用权を立証するに当たり、より考慮されるようになった。

<設問>

Q55： 外国のタイムスタンプの訴訟での有効性

(3) 他国（EU加盟国以外を含む）で発行されたタイムスタンプが国内法及びEUの規則の対象である適格性を満たさないものであった場合、当該タイムスタンプが貴国の訴訟で具体的にどのような法的効果をもって扱われるのか？（(1)の国内法令と(2)の規則との関係も踏まえてお教えてください。）

<回答>

eIDAS規則はまだ施行されていないので、その影響については未知だ。

<設問>

Q56： 企業のタイムスタンプの利用状況

貴国の企業が、先使用权の証拠を確保するために、タイムスタンプサービスを具体的にどのように活用しているのか、公表された資料あるいは貴事務所の知見があれば、その入手方法と、代表的な企業について利用の概略を、その企業の技術的分野（機械、化学、電気）とともに、例示してください。

<回答>

当事務所にはそのように公表された資料はない。

<設問>

Q57： 裁判において、タイムスタンプが付された電子データの存在を立証する手段

貴国の裁判において、タイムスタンプが付された電子データの存在を立証するための一般的な手段（例えば、裁判所にどのような書類を提出するか、等）をお教えてください。

<回答>

フランスの訴訟で電子データの存在を立証するためには、電子ファイルとともに、当該データにタイムスタンプが付されていることを示す宣誓供述書を提出する必要がある。執行官は、電子ファイルを開く際に、その内容を確認する。

<設問>

Q58： 公証、タイムスタンプ以外の証明力を高める手段

貴国において、公証、タイムスタンプ以外に証拠資料の証明力を高めるため訴訟において有効的な手法がありましたら、お教えてください。

<回答>

フランスでは、特殊な資料の日付と内容について立証するためには、執行官のサービスを利用するのが一般的である。執行官は、例えばインターネットやその他の状況といった、自身が証明できる特殊な事柄の発見について、報告書で報告を行う。

執行官の報告書は高い証拠力を有するものと考えられているので、訴訟で当該報告書について争うのは困難である。

<設問>

Q59： 裁判において、タイムスタンプが付与されていない電子データに関して、その存在を立証する一般的な手段

貴国の裁判において、タイムスタンプが付与されていない電子データの存在を立証（電子データの日付の立証、当該日付以降に電子データの変更・改ざんがないことの立証等）する有効的な手法がありましたら、お教えてください。

<回答>

そのような効果的な方法については知らない。

<設問>

Q60：先使用権制度改正の動き

貴国において、先使用権制度についての法改正の予定あるいは法改正を前提とした論議はあるかについて、以下のように理解しております。追加情報、認識の誤り、2010年4月以降の変更等、ありましたら、お教えください。

<我々の理解>

現時点で法改正の計画はない。

<回答>

現時点ではまだ法改正の予定はない。